

平成28年6月改正建設業法施行に関するQ A 【建設業許可編】

	質問	回答
許可1	解体工事業には、具体的にどういった工事が該当するのか。	総合的な企画・指導・調整の必要ない家屋の解体などが解体工事業に該当します。 なお、一式工事とは、総合的な企画・指導・調整のもとに建設する工事であり、二以上の専門工事が組み合わされた工事や工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事で施工が困難な解体工事は一式工事に該当します(総合的な企画、指導、調整が必要な解体工事の例として建物の解体と新設を一体として請負う場合などがあります。)。 また、それぞれの専門工事でそのみを解体する場合は解体工事業ではなく、それぞれの専門工事業に該当します(例:信号機の解体工事⇒電気工事業、コンクリート構造物の解体、盛り土などの土砂構造物の解体⇒とび・土工工事業)。
許可2	現在、建築一式と大工工事の建設業許可を有しているが、大工工事に該当する解体(税込500万円未満)をする際には、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録は必要か。それとも、建築一式の許可を有することをもって、登録不要となるのか。	建築一式工事、土木一式またはとび・土工工事業の許可を有する者であれば、建設リサイクル法に基づく解体工事業者の登録は必要ありません。 ※平成28年6月1日以降は、「とび・土工工事業」から「解体工事業」に改正されますが、平成31年5月末までの経過措置期間中は、既存のとび・土工工事業の許可を有している場合は、建設リサイクル法の登録は不要です。
許可3	解体工事業の業種追加または般・特新規の申請を行う際の、申請手数料は従来の場合と同じか。また、改正後に経審を追加で受審した場合の申請手数料はどうか。	解体工事業の業種追加または般・特新規の申請にかかる手数料は、従来と同じです。業種追加⇒5万円。般・特新規⇒9万円。
許可4	改正建設業法施行日以後にとび・土工工事業の許可(新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加及び更新)を受けた場合の経過措置の適用はどうか。	改正法の施行の際現にとび・土工工事業の許可を受けており解体工事に該当する営業を営んでいる者が、経過措置期間中に許可の更新を受けた場合のみ、引き続き経過措置の対象となります。その他(許可換え新規、般・特新規、業種追加)については経過措置の対象から外れます。
許可5	新建設業法施行日以後にとび・土工工事業の許可を持っている業者が、とび・土工工事業以外の業種について般・特新規、業種追加の申請を行った場合は、経過措置の適用はどうか。	この場合、経過措置は適用されます。
許可6	施行日以前に、とび・土工工事業の許可申請を行い、施行日後に当該許可を取得した場合には、経過措置が適用されないのか。	そのとおりです。
許可7	許可や経審に使用する新様式書類は、施行日(6月1日)以降に申請するものから使用するのか。	そのとおりです。
許可8	施行日以前にとび・土工工事業の許可を取得して解体工事を施工している建設業者が、解体工事業の業種追加申請を行う場合、様式第2号と様式第3号の記載はどうすればよいか。	(工事経歴書(様式第2号)) 許可申請(事業年度終了後4ヶ月以内に提出する変更届出書も同じ。)については施行日以前に契約した工事についてまで切り分けて記載することは求めません。 (直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)) 施行日以後に契約した解体工事については、経過措置規定に基づき、とび・土工工事業の許可で解体工事業を営む場合は「その他工事」として、許可申請時及び許可取得後の決算変更届は「解体工事業」に計上して提出してください。
許可9	施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務管理責任者としての経験を、解体工事業の経験とみなす場合の経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)の記載はどうしたらよいか。	証明する経験業種は、「とび土工」とし、経験は5年以上、「建設業法第7条第1号イ」に該当となります。
許可10	解体工事業の実務経験の算出について、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請負っているものについてはどのように考えるのか。	法施行前のとび・土工工事で請負った解体工事業で、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とします。

	質問	回答
許可11	土木施工管理技士、建築施工管理技士で平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上が必要なことについて、資格取得前の実務経験も計上できるのか。	当該技術検定に合格した後解体工事に関し1年以上の実務経験を有することが必要です。
許可12	平成27年度までに1級土木施工管理技士等(2級建築施工管理技士(建築)を除く。)に合格した者については、平成33年3月31日までは登録講習の受講又は1年以上の実務経験は必要ないのか。	平成33年3月31日まではとび・土工の技術者を解体工事の技術者とみなすため、登録講習や実務経験の必要はありません。しかし、経過措置終了後は、登録講習もしくは1年以上の実務経験がないと解体工事の技術者要件を満たす者として認められません。
許可13	経過措置の規定により、解体工事業の技術者とみなされた場合に注意しておくべきポイントはあるのか。	平成28年5月31日現在、とび・土工工事業の専任技術者要件を満たす者が、平成28年6月1日以降、「とび・土工工事業の専任技術者は解体工事業の専任技術者とみなす」規定を利用し、解体工事業の専任技術者になった場合、平成33年3月31日までに、新たに解体工事業の専任技術者の要件を満たさないと、平成33年4月1日以降は解体工事業の専任技術者の要件を満たしていないこととなりますので注意してください。
許可14	平成27年度までの1級土木施工管理技士合格者を専任技術者として解体工事業の許可を取得する場合、資格コードは「1C」だが、許可取得後登録解体工事講習を受けた場合、資格コードを「1C」から「13」に変更する届出は必要か。	この場合、変更届を提出する必要があります。
許可15	土木工事業と解体工事業を合わせて新規許可の申請をする際に、一級土木施工管理技士を専任技術者として配置する場合、有資格コードは「13」と「1C」を併記するのか。	解体工事業以外に当該資格で技術者となれる業種についても、アルファベットが付されているコードを用いて申請することが可能です。よって、「13」と「1C」を併記しての申請または「1C」のみの記載での申請を行ってください。
許可16	登録解体工事講習とは何か。	解体工事の関係法令、工法、実務に関する科目を計3.5時間以上受講するものです。登録解体工事講習の実施機関は、H28.6より実施機関の申請を受け付けるため、H28.6以降に決定されます。
許可17	個人の許可申請について、様式1号別紙1「役員等の一覧表」は添付する必要があるのか。	様式第1号(建設業許可申請書)を改正し経營業務管理責任者に係る記入欄を設けることに伴い、個人事業主については様式第1号別紙1(役員等の一覧表)の添付が不要となります。なお、これに合わせて、許可事務ガイドラインも改正する予定です。
許可18	健康保険等の加入状況(様式第20号の3)について、以前に提出していたものから変更が生じた場合の届出について教えてください。	健康保険等の加入状況(様式第20号の3)については、加入の有無に変更が生じた場合は、事業年度経過後4か月以内に届出を行ってください。